

船舶国籍証書の検認申請

船舶法第5条の2第1項

(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士、若しくは船舶登記上の船舶管理人）

【提出時期】

船舶国籍証書の交付（又は前回検認）を受けた日より、

総トン数100トン以上の鋼製船舶は4年

総トン数100トン未満の鋼製船舶は2年

木製船舶は1年

を経過した後、国土交通大臣の定める期日（船舶国籍証書検認期日）まで。

※ 運航上の都合等により期日までに検認を受けることができないときは、別途お問い合わせください（船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ、船舶国籍証書検認期日延期許可書の提出が必要です）。

【申請書様式】

船舶国籍証書検認申請書〔第7号書式(第30条の3関係)〕

【添付書類】

《船舶所有者が法人の場合》

1. 船舶国籍証書（原本。ただし、実船検認で船舶国籍証書の原本確認を行う場合及び船舶国籍証書を電子で交付を受けている場合には、船舶国籍証書の写し）
 2. 船舶国籍証書検認期限指定書・船舶国籍証書提出期日延期許可書（原本）（交付を受けている場合に限る）
 3. 法務局が発行する船舶の登記事項証明書(登記簿の謄本又は抄本)(作成後3ヶ月以内のもの)
 4. 法務局が発行する会社の登記事項証明書(登記簿の謄本又は抄本)(作成後3ヶ月以内のもの)
- ※合名会社、合資会社、合同会社の場合は別途必要な書類がございます

詳しくはお問い合わせください

5. 住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本(原本)
 - ・業務執行役員（社外取締役及び監査役は含まない）の3分の2以上の者のもの（代表取締役全員を必ず含めること）
 - ・前回検認を受けた日（検認を受検したことがない船舶は、新規登録された日）の翌日以降に発行されたもの
 - ・マイナンバーの記載がないもの

6. 委任状（代理人による申請の場合に限る）

7. 証書等の受領に関する情報（船舶国籍証書を電子で交付を受けている場合に限る）

※ 共有船の場合、共有している会社についても 4.5.の書類が必要です

※ 株式会社（特定有限会社）以外の会社及び会社以外の法人の場合は別途お問い合わせください

※ 船舶国籍証書及び2.～5.の書類は確認後、お返しします（船舶国籍証書を電子で交付している場合、船舶国籍証書PDFファイルに次回検認期日等を裏書きしたものを送信します）

《船舶所有者が個人の場合》

1. 船舶国籍証書（原本。ただし、実船検認で船舶国籍証書の原本確認を行う場合及び船舶国籍証書を電子で交付を受けている場合には、船舶国籍証書の写し）

2. 船舶国籍証書検認期限指定書・船舶国籍証書提出期日延期許可書(原本)(交付を受けている場合に限る)

3. 法務局が発行する船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）（作成後3ヶ月以内のもの）

4. 住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本(原本)

・ 前回検認を受けた日（検認を受検したことがない船舶は、新規登録された日）の翌日以降に発行されたもの

・ マイナンバーの記載がないもの

5. 委任状（代理人による申請の場合に限る）

6. 証書等の受領に関する情報（船舶国籍証書を電子で交付を受けている場合に限る）

※ 船舶国籍証書及び2.~4.の書類は確認後、お返しします（船舶国籍証書を電子で交付している場合、船舶国籍証書 PDF ファイルに次回検認期日等を裏書きしたものを送信します）

【船舶国籍証書の検認に伴う船舶の臨検（実船検認）について】

《対象船舶》

総トン数20トン以上5,000トン未満の漁船(木船及び国又は地方公共団体の所有する船舶を除く)が対象です。

- ※ 実船検認の場合は、船舶国籍証書・船舶国籍証書検認期限指定書・船舶国籍証書提出期日延期許可書の原本の提示は臨検時でもかまいませんが、この場合、当該証書等の写しを申請する際に添付して下さい。
- ※ 実船検認に際しては、船舶測度官の臨検を受ける日時・場所を事前に調整する必要があるため、期日には余裕をもって申請手続きを行って下さい。

【手数料】 なし

【申請先】 最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、
運輸支局（海事事務所）